

いただいた御意見に対する考え方

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。

※基本的にいただいた御意見から抜粋したのですが、明らかな誤字や変換ミス等はこちらで修正しています。

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
今回の改定事項に関する御意見		
1	<p>エリアをまたぐ相対契約については電源構成の開示を義務付けるべきとの御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 1 (3) イ iii) ③ 間接オークションを踏まえた算定方法 ● 意見内容 エリアをまたぐ相対契約（電源を特定する特定契約）を締結する事業者は、従来どおり、送電元の発電種別を表示することを義務付けるべきです。 ● 理由 消費者が小売電気事業者を適切に選択する上では、電源構成やCO₂排出係数等の正確な情報が必要です。今回のガイドライン改定により、原発や石炭火力由来の電力を調達する事業者が、電源構成を「卸電力取引所」に書き換えることが可能となれば、環境負荷の低い電源を選択したい消費者にとっては合理的選択が阻害されていることとなります。 	<p>日本卸電力取引所（スポット市場）においては、取引の性質上、相手方（売主、買主）やその電源等を特定することが困難であるため、本指針においても日本卸電力取引所で調達した電気は引き続き「卸電力取引所」と区分されることを原則とし、その例外として、間接オークションにおいて電源等を特定した契約の締結及び入札・約定した電力量に関する条件を満たした場合についてのみ電源等の特定性が維持されるものと整理しています。</p> <p>この例外の条件を満たすためには、事業者において入札・約定量の管理等、追加的なコストや負担が必要となるため、間接オークションで電気を調達する事業者に対して一律に電源構成の特定を求めることはしていません。</p> <p>但し、本指針改定箇所の1 (3) イ iii) ③に記載のとおり、連系線を利用して調達した電気につき契約に定められた電源構成等の割合で調達して区分することができる場合には、その区分し得る電力量については、電源種別により取扱いを変えることなく一律に、特定された電源構成等の割合を用いて算定し表示するか、全量を「卸電力取引所」に区分して表示することが望ましいものとしてい</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
		ます。
2	<p>電源特定メニューを提供する小売電気事業者は、調達する全ての電源構成を示すことも義務づけるべきとの御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 電源特定メニューを提供する場合の電源構成の算定方法（当該電源特定メニュー分の控除） ● 意見内容 電源特定メニューを提供する小売電気事業者は、特に電源特定メニューを購入する需要家に対して、当該小売電気事業者が調達する全ての電源構成を示すことも義務づけるべきです。 ● 理由 電源を特定して電力を選択したい需要家にとって、必要となるのはメニューごとの電源種別のみではなく、小売電気事業者が調達する全ての電源種別です。現在、石炭火力発電所からの投融資を引き上げる「ダイベストメント」が世界的に広がり、日本でもRE100に加盟する企業が増えていますが、そのような需要家にとって、例えば石炭火力からの電力を避けたい場合には、自らの契約メニューに石炭火力が含まれていないことだけではなく、契約する小売電気事業者が石炭火力を使用していないことも担保される必要があります。 	<p>本指針においては、小売電気事業者が電源特定メニューなど特定の電源の使用を小売供給の特性とする場合には、需要家に対して供給する電気についてその電源構成の当年度計画値及び事後の実績値を説明すべきものとしています。さらに、電源特定メニューを提供する小売電気事業者の電源構成の全体については、電源特定メニューを選択した需要家との関係では、当該事業者が供給する電気の特性ではないためその開示を義務付けないものの、電気の利用者の選択に資する情報と考えていることから、その開示を行うことを「望ましい行為」と位置付けています。</p>
3	<p>balancing groupを含めた現行の電源との紐づけについての御意見</p> <p>小売電気事業者が連系線を利用して電気を調達する際、間接オーク</p>	<p>本指針の改定箇所のとおり、間接オークションによる連系線を利用した電気の調達に際して、電源等の特定性を維持するためには、</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>ション導入後も、現行の電源との紐づけが（balancingグループを組んでいる場合も）確実に担保されること、またその手続きや対応が煩雑とならないことを要望します。</p>	<p>売入札側の事業者との間での電源等を特定した契約の締結及び入札・約定した電力量の条件を満たす必要があります。</p> <p>この点、例えば、①買入札側のbalancingグループで共同調達を行うため、代表契約者のみが日本卸電力取引所に入札した上で、その調達した電気を各小売電気事業者に卸す場合や、②日本卸電力取引所で各小売電気事業者が調達した電気をbalancingグループ内で融通する場合であっても、balancingグループ全体として、入札・約定した電力量の総和が、当該契約に基づいて調達されるべき電力量の総和以上であることを満たし、かつ、二重計上の禁止等のその他の本指針の考え方も遵守するときは、間接オークションの導入前と同様、売入札側の電源との紐づけが可能となります。</p> <p>なお、これに加えて、balancingグループで調達した電気を電源特定メニュー等の販売に用いる場合には、当該balancingグループにおいて、入札・約定した電力量の管理及びそこからグループ内の各事業者に受け渡した電力量を管理することにより、グループ内の小売電気事業者の提供する電源特定メニュー等に照らして齟齬が生じないようにすることが必要となりますが、この整理自体は、間接オークションの導入前と異なるものではありません。</p>
4	<p>F I T電気の卸供給について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 （※）間接オークションを用いた調達の場合（P 2 1） ● 意見内容 F I T電気の特定卸供給による調達の場合については、「(ア) 売入札側 	<p>再エネ特措法18条1項の再生可能エネルギー電気卸供給については、再生可能エネルギー電気卸供給約款における、一般送配電事業者から小売電気事業者に対する電気の受け渡し地点が発電場所と同じエリアとなり、小売電気事業者において連系線を介するこ</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>の事業者との間で電源構成等を特定した契約を締結し」とは、送配電事業者との間の「再生可能エネルギー電気特定卸供給契約書」や、発電事業者との間の特定卸供給に関する契約書が該当するか。</p>	<p>ととなるため、間接オークションとの関係では（ア）の契約自体は不要です。但し、指針に沿って売り入札及び買戻しの対応が必要である点にはご留意ください。</p>
5	<p>非化石証書の使用対象についての御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 <ul style="list-style-type: none"> iii) F I T電気を販売しようとする場合において其の説明を行うときにのみ問題となるもの、iv) 非化石証書を使用した場合においてのみ問題となるもの（P 2 5～2 8） ● 意見内容 <p>非化石証書を使用することによる再エネ調達の表記は、F I T電気の販売による場合に限定すべき。</p> ● 理由 <p>本改定案によれば、再エネを表示価値とした販売方法は以下の3通りがあると解釈できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①再エネ電源から調達（非F I T） ②F I T電気とその量に応じた非化石証書を使用 ③非特定の電源からの調達とその量に応じた非化石証書を使用 <p>本改正案では、②に関する説明が追加（P 2 6）され、非化石証書を使用する②③についてはいずれも「実質的再エネ」と整理されている（P 2 8）。しかし、③の方法によって、需要家に対して「実質再生可能エネルギー100%」と掲示した場合、電源構成の表示と一致せず、実質</p> 	<p>本指針の1（3）ウiv）に記載のとおり、非化石証書が化体する非化石価値は「小売供給を行うために発電・調達する電気」に関する電源構成そのものとは異なり、実際の電源構成の表示を併せて行うなど、小売供給に係る電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である限りにおいては、再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用により、実質的に再生可能エネルギー●●%の調達を実現している等と訴求することは問題とはならないものと既に整理されており、非化石証書の使用による訴求をF I T電気に限定する整理はとっておりません。</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>的再エネ100%調達という相反する内容を需要家に正しく理解いただくことは現実的には難しく、実際に再エネ発電所からの調達を行っているものと誤解を受けやすい。また、非化石証書によって調整後二酸化炭素排出量の一部が補正される場合において「再生可能エネルギー電気●●%の調達を実現」と再エネ調達比率で表記する算定根拠の説明もつきにくい。</p> <p>一方で、②については、特定卸供給等によってFIT電気を調達した上で、非化石証書を使用することは、由来元の非化石価値を取り戻す行為であること、および、調達電源構成との整合性もあることから、FIT制度の説明をしつつ、これを再エネ電力の調達として表示することの合理性は高いと考える。</p> <p>故に、再エネ電力の小売販売にかかる表示の適正化から、非化石証書による実質的再エネの揭示は②に限定するべきではないかと考える。</p>	
6	<p>非化石価値の記載についての御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 電源構成開示の具体例の箇所の「FIT電気の特性を明示。加えて非化石証書に基づく一定の訴求も可能」と記載された「(※1) ③」の記載内容について ● 意見内容 例として、「当社の販売するFIT電気は、非化石証書の使用により実質的にCO2排出量ゼロを実現しています。」と記載されています。 	<p>本年5月に施行された電気事業法施行規則において、発電に伴ってCO2が排出されない電気であるとの付加価値の訴求の可否は非化石証書により非化石価値が証されるか否かによって区分されております。頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>非化石価値証書やJクレジットおよびグリーン電力証書は温室効果ガスの排出量を削減するという目的で、公的機関が価値を認証しています。そのため、二重使用（ダブルカウント）のリスクも回避できています。したがって、Jクレジットを使用してCO2排出量を削減した場合も、「当社の販売するFIT電気は、Jクレジットの使用により実質的にCO2排出量ゼロを実現しています。」と明記することをガイドラインに記載していただきたいと考えます。</p>	
7	<p>非化石価値の記載についての御意見</p> <p>非化石証書使用の場合の表示については「再エネ指定」と「指定なし」を明確に区分すべき。</p>	<p>電気の販売に応じて非化石証書を使用した場合には実質的にCO2が排出されない電気であることの訴求が可能であり、この点は「再エネ指定」と「指定なし」の非化石証書による違いはありません。また、本指針の1（3）ウiii）及びiv）に記載のとおり、電気の販売に応じて「再エネ指定」の非化石証書を使用した場合には、小売電気事業者は実質的に再生可能エネルギーによる電気を供給している旨の訴求が可能となりますが、その旨を表示するか否かは、一次的には各小売電気事業者の創意工夫に委ねるべきものと考えます。</p>
8	<p>FIT電気・非化石証書等の記載についての御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 （3）電源構成等の適切な開示の方法（P11～14） ● 意見内容 	<p>本指針の1（3）ウiv）に記載のとおり、非化石証書が化体する非化石価値は「小売供給を行うために発電・調達する電気」に関する電源構成とは異なり、非化石証書を使用したとしても小売</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>非化石証書を使用するF I T電気の表記は、「再生可能エネルギー」又は「太陽光」、「風力」等の表現とし、注釈において「当該電源のうちF I T電気については非化石証書を使用することでCO₂排出量ゼロを実現しています」といった表記とすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 理由 非化石価値取引市場の創設時において、「非化石価値取引市場で取引される非化石証書の主たる価値は「非化石価値(高度化法の非化石電源比率算定時に計上できる価値)」であるが、加えて、「ゼロエミ価値(温対法上のCO₂排出係数が0kg-CO₂/kWhである価値)」、「環境表示価値(小売電気事業者が需要家に対して付加価値を表示・主張することができる価値)」を有する。」と説明しており、非化石証書の購入により環境表示価値も訴求出来ることを明示している。 <p>したがって、非化石証書の購入によりF I T電気については一旦切り離された環境表示価値を取り戻したと論理的に解釈出来ることから「再生可能エネルギー」として表示することが適切ではないか。</p> <p>また、電源構成表示において、①再エネ電気、②F I T電気(非化石証書利用によりCO₂排出量ゼロの電気)、③F I T電気(非化石証書を利用しないためCO₂排出量ゼロではない電気)と三種類の表記となり、一般消費者から見て難解すぎるためより簡素な説明とすべきである。</p> 	<p>電気事業者の電源構成にそのものは影響するものではありません。一方で、本指針の1(3)ウiii)に記載のとおり販売するF I T電気の量に相当する量の再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用する場合には、非化石証書の趣旨を踏まえ、実質的には、再生可能エネルギーによる電気を供給している旨の記載も可能としています。したがって、電源構成としては、(非化石価値取引市場における非化石証書の売却収入のほか)全需要家の賦課金負担によって調達が行われているF I T電気(太陽光)、F I T電気(風力)等として表示し、必要な注釈を付する必要があります。</p>
9	<p>F I T電気・非化石証書等の記載についての御意見</p> <p>「F I T電気+非化石証書」は「再生可能エネルギー」という表現</p>	<p>本指針の1(3)ウiv)に記載のとおり、非化石証書が化体す</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>が最もシンプルで消費者にとってわかりやすく、そうしていただきたい。</p>	<p>る非化石価値は「小売供給を行うために発電・調達する電気」に関する電源構成とは異なり、非化石証書を使用したとしても小売電気事業者の電源構成にそのものは影響するものではありません。一方で、本指針の1（3）ウiii）に記載のとおり販売するFIT電気の量に相当する量の再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用する場合には、非化石証書の趣旨を踏まえ、実質的には、再生可能エネルギーによる電気を供給している旨の記載も可能としています。したがって、電源構成としては、（非化石価値取引市場における非化石証書の売却収入のほか）全需要家の賦課金負担によって調達が行われているFIT電気（太陽光）、FIT電気（風力）等として表示し、必要な注釈を付する必要があります。</p> <p>なお、電源構成の記載例におけるFIT電気の注釈の例の「※1」について、再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用により「実質的に再生可能エネルギーによる電気としての価値を有します。」と訴求しうる場合の記載を行うなど、わかりやすさの観点から記載を修正しました。</p>
10	<p>FIT電気・非化石証書等の記載についての御意見</p> <p>FIT電気は、国民負担でCO2削減効果を目指しているものなので、FIT電気のベネフィットとして、こんなにCO2削減効果がある、とアピールすべき。</p>	<p>FIT電気については、（非化石価値取引市場における非化石証書の売却収入のほか）全需要家の賦課金負担によって調達が行われていることから、FIT電気のCO2を排出しないという特性・メリットも当該電気を調達した小売電気事業者ではなく全需要家に広く薄く帰属することとされています。</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
		<p>記載例において、F I T電気に関する注釈で火力発電による電気なども含めた全国平均の電気のC O 2 排出量を持った電気として扱われること等を記載しているのは、F I T電気を調達した小売電気事業者には上記の特性・メリットが帰属しないためにその訴求が許されないことに基づくものであり、F I T電気の制度が需要家全体の負担によりC O 2の排出を抑制するものであることを否定する趣旨ではありません。</p>
今回の改定事項以外に関する御意見		
1 1	<p>電源構成の開示を義務付けるべきとの御意見</p> <p>販売した電力の電源構成開示を義務付けとすること、その際の算出根拠を統一することを要望します。</p>	<p>いただいた御意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>
1 2	<p>放射性廃棄物排出量の開示を義務化すべきとの御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 該当箇所 <ul style="list-style-type: none"> 1 (3) 電源構成等の適切な開示の方法 ● 意見 <p>放射性廃棄物の発生量の表示義務化を求めます。</p> ● 理由 <p>発電の環境影響で特に問題となるのは、C O 2 及び放射性廃棄物の量です。原子力発電において、環境負荷の大きい放射性廃棄物についての表示がないまま、C O 2 排出係数の低い表示だけがなされていると、環境負荷の低い電源を選択したい消費者にとっては合理的</p> 	<p>いただいた御意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>選択が阻害されていることとなります。欧州の例にならい「電力1kWhあたりの放射性廃棄物の発生量」の表示義務化と、放射性廃棄物の算出方法を定めることを求めます。</p>	
1 3	<p>消費者や需要家の代表も含めた議論の場を設けるべきとの御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報量が多く、複雑化しているため、消費者の代表も含めた議論の場を設け、適切な情報提供の有り方について議論することを要望します。 ・情報開示は、消費者をはじめとする需要家にとってわかりやすくあるべきだと思いますが、非常に複雑でわかりにくくなっているため、適切な算定方法や開示について、もっと需要家も含めた議論をして欲しい。 	<p>今回の改定案は、消費者代表の委員にもご参加いただいた制度設計専門会合における審議・検討に基づいて作成しておりますが、いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
1 4	<p>環境価値の標榜はエネルギー消費者がするものとすべきとの御意見</p> <p>非化石証書やグリーン電力など環境価値に係わるルールが複雑過ぎると思います。そもそも、環境価値を標榜するのは、エネルギー消費者であるべきで、発電事業者や小売事業者でマネジメントすること自体、国際標準からも無理があると考えています（電源選択は発電事業者、小売事業者など民間事業者の専権事項）。</p> <p>基本は再エネの自家消費、自家利用、直接購入であって、その価値の取引は民間ベースで自由に行なうべきで、ペナルティを含め、最終エネルギー消費者のCO₂排出管理を徹底するべきではないでしょうか。その中で、民間ベースの環境価値トレードが成立して行くと考</p>	<p>いただいた御意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	えています。	
15	<p>GHGプロトコルとどのように連結可能なのか整理すべきとの御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> - 企業が再エネ調達を行う行為については、日本も参加するクリーンエネルギー閣僚級会合（CEM, Clean Energy Ministerial）においても、「企業の再エネ調達を可能とするよう、規制上の障壁を取り除き安定的枠組みを導入すること。」と提言されている。 <p>企業の再エネ調達の規制上の障壁を取り除くことは、GHG削減がサプライヤー要件や投資先要件として求められる中、日本企業の競争力確保のために重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 一方で、FIT電気は再エネではないとする整理、そして非化石価値証書と合わせたFIT電気についても、「実質的にCO2ゼロ」との表示のみ可とするなど、分かりにくい整理となっている。 - GHGプロトコルとどう連結可能なのか、グローバル企業が利用しやすいよう、分かりやすい形での整理としていただきたい。 	<p>GHGプロトコルに関していただいた御意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本指針の1（3）ウiii）の改定箇所に記載のとおり、小売電気事業者が、販売するFIT電気の量に相当する量の再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用する場合には、実質的に再生可能エネルギーによる電気を供給している旨の記載も可能です。</p>
16	<p>その他の御意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 意見内容 ・非化石証書使用の場合の表示については、「原子力発電指定」を区分して表示をすべきである。また「再エネ指定」も電源別に区分でき 	<p>いただいた御意見は、今回の本指針の改定事項以外に関するものですので、今後の制度設計の参考とさせていただきます。</p>

整理 番号	御意見の内容	御意見に対する考え方
	<p>るように表示することを求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の知る権利や選択の権利を確保するためにも、発電事業者、一般送配電事業者および卸電力取引所等から小売電気事業者への情報開示のための自然(再生可能)エネルギー電気の発電源証明(GoO)等の仕組みを整えることが必要である。 ・CO2削減価値だけを「環境価値」とすることで、たとえば原発の環境負荷(放射能汚染)が無視されていることを是正し、再生可能エネルギーの持つ様々な付加価値(地域性、地域貢献、エネルギー安全保障、CO2排出削減等)を認める制度にすべき 	